



石井食品

石井食品株式会社

証券コード：2894

第83回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

ごあいさつ	1
第83回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	15
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31

開催日時

2024年6月25日（火曜日）午後2時
受付開始：午後1時00分

開催場所

千葉県船橋市本町2-7-17
石井食品株式会社 本社

（会場が前回と異なりますので、末尾記載の「第83回定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

重要なお知らせ

インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限：
2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで
なお、株主総会にご出席される株主様へのお土産の配布は取りやめとしております。

50年の感謝を、株主の皆様とともに

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに、第83回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

令和6年能登半島地震により亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方、不安で辛い日々を過ごされているすべての皆様に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の復旧・支援にご尽力されている皆様には深く感謝申し上げます。

第83期（2023年度）は、世界的なインフレによる物価高や原材料価格の高騰といった厳しい事業環境の下ではありましたが、ミートボールやチキンハンバーグ等の定番商品の販売促進キャンペーン強化、プライベートブランド商品の収益改善、「地域と旬」の取組の一層促進、新たな常温商品の投入等を実施することにより、多くのお客様にご支持いただくことができました。その結果業績は期初予想を大幅に超え、売上高104.9億円、営業利益4.1億円と増収増益を達成することができました。

第84期（2024年度）は、「イシイのおべんとクン ミートボール」が1974年の販売から50周年を迎えます。当初の販売から50年が経ち、当社の主力商品に成長することができたのも、ひとえに当社を支えてくださる株主の皆様のご支援あってのものであり、ここに感謝をお伝えいたします。第84期はミートボールの次なる挑戦として「パッケージの減プラ」、「オーガニック素材の使用」、「もっと”使える”ミートボールに」の3つの宣言を掲げ、これらに基づく取組を強化し、産地から食卓、子供たちに本物を届ける“農と食卓をつなぎ子育てを応援する企業”を実現してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の落ち着いたを受け、当社八千代工場・京丹波工場・唐津工場における工場見学を4年ぶりに本格再開したほか、当社の“ファン”と社員が交流する機会を増やしてまいりました。第84期は、こうした工場見学やファンイベントの場を通じて、全社員から株主の皆様やお客様に50周年の感謝をお伝えする場を設けていきたいと考えております。

株主様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様にご期待いただき、いつの時代も多くの方々から期待され、応援される企業であり続けたいと思います。引き続き、株主の皆様のご期待に沿えるよう尽力してまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長執行役員

石井 智康



証券コード2894
2024年6月7日

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目7番17号
石井食品株式会社
代表取締役社長執行役員 石井 智康

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2894/teiji/>

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに、4頁のご案内にしたがって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会の様子をご覧いただけるよう、本株主総会の模様をオンデマンド配信いたします。詳しくは本招集ご通知の6頁をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午後2時（受付開始：午後1時00分）

2. 場 所 千葉県船橋市本町2-7-17
石井食品株式会社 本社
(会場が前回と異なりますので、末尾記載の『第83回定時株主総会会場ご案内図』をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

第83期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎議決権を行使することができる株主様以外の方は株主総会会場にご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます。）。
 - ◎事前質問フォームをご用意しておりますので、ご質問を希望される方は6頁株主総会オンデマンド配信のご案内「2.事前質問の方法及びその取扱い」の手順でご質問をお願いいたします。
 - ◎本定時株主総会の日時・会場その他運営に関する事項に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月25日(火曜日)
午後2時(受付開始:午後1時00分)



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

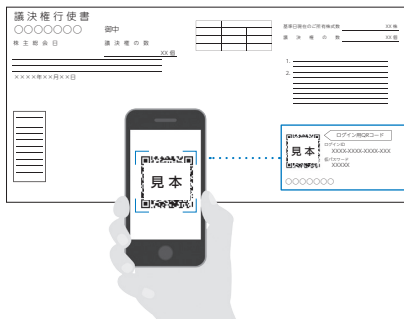
◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9：00～午後9：00)

株主総会オンデマンド配信のご案内

1. 視聴開始日時 株主総会終了後1～2週間後を目途に当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて株主総会での事業報告の内容の報告等の様子を配信いたします。

2. 事前質問の方法及びその取扱い

ご質問を希望される方は、2024年6月18日（火曜日）午前9:00までに次の手順でご質問を行っていただきますようお願いいたします。

- ① 「<https://forms.gle/iEfZEdAGbKoEzn8G9>」もしくは下記QRコードにアクセスする。



- ② ご質問のカテゴリー、ご質問内容を記入し送信をクリックする。

※ご質問は、1問につき250文字までとさせていただきます。

※ご質問が多数の場合は、すべてのご質問に回答できない可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

※当日取りあげられなかったご質問に対する回答は、後日当社ウェブサイト株主情報ページ「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて公開することを予定しております。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的視点から再投資のための内部資金の確保と株主満足の両方を実現させ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の連結業績及び今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円00銭といたします。
なお、この場合の配当総額は66,708,008円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日といたします。

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	石井 智 康 (1981年6月20日)	2006年6月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ(株) (現アクセンチュア(株)) 入社 2009年12月 (株)セLETTE入社 2011年4月 アンダーワークス(株)入社 2017年4月 当社入社 2017年4月 同執行役員マーケティングビジネスサポート部 2017年6月 (株)ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員 (現職) 2017年6月 当社取締役 2018年4月 同取締役業務統括部兼マーケティング部担当 2018年6月 同代表取締役社長執行役員 (現職)	914,895株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>石井智康氏は、ITシステムの開発・構築を通じた企業変革及び組織開発に携わってきた経験を有しており、2018年から代表取締役として当社グループの業績及び変革を牽引しております。同氏は経営理念の刷新、中期経営計画の策定・実行及び組織の刷新を中心となって実行しており、引き続き当社の経営・成長の推進に適任であると判断したためであります。</p>			
2	久保 啓 介 (1961年8月19日)	1980年4月 (株)イシイフード (現石井食品(株)唐津工場) 入社 1997年2月 当社営業部販売第一部東京西営業所所長 2003年3月 同執行役員営業部販売5部総括兼営業部販売5部大阪営業所所長 2011年6月 同執行役員顧客サービス部統括管理責任者 2016年8月 同執行役員八千代工場チルド工場長 2017年6月 同取締役 2018年4月 同取締役執行役員八千代工場長 (現職)	11,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>久保啓介氏は、当社の営業部門を長く経験し責任者を務めたほか、2016年より製造部門の責任者として当社グループの業績及び変革を牽引しております。同氏は営業・製造部門全般に関する幅広い知識・経験・見識を有しており、引き続き当社の経営・成長の推進に適任であると判断したためであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	※ 伊藤 幸一郎 (1974年9月8日)	2001年9月 当社入社 2004年1月 同営業部販売2部静岡営業所所長 2013年1月 同執行役員新規事業本部総括 2016年2月 同執行役員顧客サービス部東日本総括兼首都圏営業所所長 2017年6月 同取締役 2018年4月 同取締役顧客サービス部総括 2021年6月 同執行役員顧客サービス部総括マネージャー（現職）	10,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊藤幸一郎氏は、当社の営業部門を長く経験し責任者を務め、近年の営業部門の強化・変革を推進し、当社グループの好業績を牽引してきました。同氏のこれまでの経験及び実績から、これらを活かした経営の意思決定と監督の遂行に適任であると判断したためであります。</p>			
4	知識 賢治 (1963年1月27日)	1985年4月 鐘紡(株)入社 1998年4月 (株)リサーチ代表取締役 2004年5月 (株)カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（COO） 2010年6月 (株)テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長 2015年10月 日本交通(株)代表取締役社長 2018年11月 (株)SHIFT社外取締役（監査等委員） 2020年6月 当社社外取締役（現職） 2021年5月 (株)オンワードホールディングス社外取締役 2021年6月 (株)ソラスト社外取締役（現職） 2022年5月 (株)オンワードホールディングス取締役副社長（現職）	0株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】 知識賢治氏は、化学、サービス、陸運及び情報・通信業にわたる企業経営全般に対する経営者としての豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しております。同氏は、就任以降当社グループの経営全般に対する監督機能を発揮しており、引き続き、経営体制のさらなる強化に適任であると判断したためであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	なかむらあけみ 中村朱美 (1984年7月31日)	2007年4月 学校法人大和学園 入社 2012年9月 (株)minitts 代表取締役(現職) 2023年6月 当社社外取締役(現職)	2,000株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>中村朱美氏は、革新的な飲食店経営を行う中で、従来にとらわれない、広報、マーケティング、商品開発及び組織作りの幅広い見識を有しております。同氏は、就任以降当社グループのブランディング、商品開発をはじめ、経営全般に対する監督機能を発揮しており、引き続き、経営体制のさらなる強化に適任であると判断したためであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 知識賢治氏及び中村朱美氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 知識賢治氏及び中村朱美氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、知識賢治氏が4年、中村朱美氏が1年となります。
5. 当社は、知識賢治氏及び中村朱美氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主や第三者等からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役3名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査体制強化のため1名増員し、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>※ ふく はら あや こ 福原礼子 (1980年4月26日) (戸籍上の氏名：田中礼子)</p>	<p>2003年4月 ㈱資生堂入社 2007年5月 プロティビティ(同)入社 2012年8月 千寿製薬㈱入社 2016年12月 KOTAIバイオテクノロジーズ(株)経営管理本部長 2021年12月 ㈱P・マインド常勤監査役 2022年8月 ㈱TENTIAL非常勤監査役 2023年1月 五條メディカル(株)社外取締役(現職) 2023年7月 ㈱ペライチ非常勤監査役(現職)</p>	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 福原礼子氏は他社における取締役・監査役としての実務経験から、客観的な立場で取締役職務執行を監査する監査役としての役割を適切に遂行できると期待したためであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。</p>		
2	<p>まつ やま はじめ 松山元 (1966年9月18日)</p>	<p>2001年1月 松山公認会計士事務所開設(現職) 2008年1月 MAO合同会社代表社員(現職) 2008年6月 当社社外監査役(現職) 2014年3月 ㈱タンガロイ社外監査役(現職) 2015年6月 ㈱エヌアイデイ社外監査役(現職)</p>	0株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】 松山元氏は公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>むろ い けい こ 室 井 恵 子 (1980年9月24日) (戸籍上の氏名：保坂恵子)</p>	<p>2004年8月 公認会計士・税理士創栄共同事務所入所 2006年11月 税理士登録 2011年6月 税理士室井恵子事務所開設 2014年4月 税理士法人Bricks&UK東京事務所代表社員（現職） 2016年6月 当社社外監査役（現職）</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 室井恵子氏は税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。</p>			
4	<p>※ たけ だ あや か 武 田 彩 香 (1985年11月19日) (戸籍上の氏名：若崎彩香)</p>	<p>2009年9月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2009年9月 森・濱田松本法律事務所入所 2017年6月 法務省訟務局国際裁判支援対策室（出向） 2019年2月 ニューヨーク州弁護士登録 2019年11月 ㈱ユーザベース入社 2021年6月 Wovn Technologies(株)社外監査役（現職） 2022年1月 ㈱ユーザベース執行役員SaaS事業CLO・リスク管理担当（現職）</p>	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 武田彩香氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることに加え、社外役員のほか、法務・リスク管理担当役員という立場で会社の経営にも関与しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。これらの理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 福原礼子氏、松山元氏、室井恵子氏及び武田彩香氏は社外監査役候補者であります。
 4. 松山元氏及び室井恵子氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、松山元氏が16年、室井恵子氏が8年となります。
 5. 当社は、松山元氏及び室井恵子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項が定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、福原礼子氏及び武田彩香氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の株主や第三者等からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 7. 当社は、松山元氏及び室井恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、福原礼子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。武田彩香氏は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しておりますが、同氏の所属する森・濱田松本法律事務所の内規に従い、独立役員としての届け出は行わない予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者 松本英士氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ まつもと 英士 (1984年4月19日)	2010年10月 当社入社 2014年4月 同執行役員財務戦略部マネージャー 2019年1月 同執行役員業務統括部財務経理 2022年4月 同社長室経営分析チーム(現職)	0株

【補欠の監査役候補者とした理由】

松本英士氏は経営分析に関する高度な見識と経験を有しており、かつ当社のビジネスを深く理解していることから、幅広い視点において取締役の職務執行を監査する監査役としての役割を適切に遂行できると期待したためであります。

- (注) 1. ※印は、新任の補欠監査役候補者であります。
2. 松本英士氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 松本英士氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の株主や第三者等からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。松本英士氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1 当連結会計年度の事業の状況

1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限の緩和が一層進み、経済活動の正常化による個人消費持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢及び緊迫化する中東情勢を背景とした資源・資材価格の高騰やエネルギー価格の高止まりが続いているほか、物価上昇や為替変動による景気への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、主力商品である食肉加工品につきましては、積極的な営業活動や根強いファンに支えられ売上高は好調に推移いたしました。中でも、ミートボールにつきましては、2024年に販売開始50周年を迎えたことを記念した「ミートボール50th感謝大容量セット」や春のお弁当まつりキャンペーンなどさまざまな施策の展開により売り場を確保・活性化することができたほか、各種プライベートブランド商品につきましても価格改定を実施し利益率改善を講じつつ販売数量も堅調に推移したことから、売上高は増加いたしました。地域商品につきましては、各地域の旬の素材を活かしたハンバーグシリーズを中心に、地域交流イベントに参加し生産者と一体となった販売促進を行ったほか、主力商品と併せた商品導入を推進し新規取扱店が増加したことにより売上高は増加いたしました。一方で、正月料理につきましては、年末年始におけるライフスタイルの多様化への対応を試みたものの、原価高騰による価格上昇が影響し売上高は減少いたしました。

また、コスト面につきましては、持続的な組織力向上を実現するために必要な人材の採用及び賃金上昇の気運や生活防衛の観点から2年続けてベースアップを実施したことにより人件費が増加しております。その他、製造設備の更新投資や修繕、調達・販売における重要取引先との関係強化を目的とした交流や販売促進施策を積極的に実施したことにより各種経費は増加しております。一方で、水道光熱費及び燃料費につきましては依然高騰しているものの、前年同時期の単価比較では下落に転じたこと及び使用量削減に取り組んだことにより減少いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期比9億42百万円増の104億92百万円となり、売上総利益は前期比5億27百万円増の35億48百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比3億33百万円増の31億35百万円となり、4億13百万円の営業利益（前期比1億94百万円増）となりました。

これに営業外収益65百万円、営業外費用21百万円を加減した結果、4億57百万円の経常利益（前期比2億0百万円増）となり、特別利益に補助金収入等1億11百万円、特別損失に固定資産処分損7百万円、減損損失39百万円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は5億22百万円（前期比2億38百万円増）となりました。

また、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上することとし、法人税等調整額△32百万円を計上した結果、法人税等合計が51百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は4億71百万円（前期比1億62百万円増）となりました。

製品別及びチャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

製 品 別 売 上 高	前連結会計年度 (2022.4.1~2023.3.31)		当連結会計年度 (2023.4.1~2024.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
食肉加工品 (ハンバーグ・ミートボール他)	8,051,901	84.3	9,020,628	86.0	968,727	112.0
惣 菜	619,135	6.5	565,287	5.4	△53,847	91.3
正 月 料 理	299,264	3.1	268,147	2.5	△31,116	89.6
地 域 商 品	284,667	3.0	344,172	3.3	59,504	120.9
非 常 食	201,984	2.1	198,849	1.9	△3,134	98.4
配慮食 (食物アレルギー・減塩他)	48,907	0.5	41,673	0.4	△7,234	85.2
そ の 他	43,780	0.5	53,262	0.5	9,481	121.7
合 計	9,549,641	100.0	10,492,021	100.0	942,380	109.9

(単位：千円)

チャネル別売上高	前連結会計年度 (2022.4.1~2023.3.31)		当連結会計年度 (2023.4.1~2024.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
量販店 (スーパーマーケット他)	7,974,091	83.5	8,565,171	81.6	591,079	107.4
質販店 (百貨店他) ・生協	1,050,177	11.0	1,071,796	10.2	21,619	102.1
飲食店 ・宅配 ・官公庁	269,207	2.8	477,196	4.6	207,988	177.3
直 販	256,164	2.7	377,857	3.6	121,692	147.5
合 計	9,549,641	100.0	10,492,021	100.0	942,380	109.9

食肉加工品は、2022年10月に実施した一部商品の価格改定後、無添加調理などの価値訴求に加え、季節や時機に合わせた営業活動の展開により売り場を確保し、販売単価の上昇を売上高増加に繋げることができました。特に、これまで苦戦していた夏場のお弁当需要の変化に着目し、子ども向けでは学童保育や部活動、大人向けでは物価上昇に伴うランチからの転換等、お弁当ニーズが高まっていることを捉え、営業活動に反映したことにより価格改定後の売り場を確保することができ、主力商品の売上高が増加しました。また、「イシイのミートボール×うたのおねえさん小野あつこさんお料理応援キャンペーン」や「春のお弁当まつりキャンペーン」などの販売促進施策を積極的に展開したことで、売上高は前期比で12.0%増加いたしました。

惣菜部門では、原材料高騰や調達環境の悪化に加え、生産拠点の合理化などの要因でごぼうサラダの減産があったことにより、売上高は前期比で8.7%減少いたしました。一方で、「イシイのほにぎり」シリーズは堅調に推移しており、既存の3種に加え新たに「やさしいシリーズ」として2種を販売開始いたしました。そのほか、素材本来の風味を生かした地域のまぜごはんの素シリーズにつきましては、新たにとうもろこし・さつまいも、黒豆をラインナップに加え地域と旬の展開が進んでおります。

正月料理は、年末年始におけるライフスタイルの多様化が一層進む中で、大勢で楽しめる3段重タイプから個食タイプのお重おせち「迎春小箱」、栗きんとん・黒豆などの単品商品まで展開しましたが、原価高騰による価格上昇が影響し売上高は前期比で10.4%減少いたしました。「農と食卓をつなぐ」をテーマとして、生産者とのつながりが見える素材の厳選とストーリーの表現、紙風船等の付録を同梱して家族・友人と一緒に楽しめるお正月の体験を演出するなど、新たな付加価値づくりを進めております。

地域商品は、日本の各地域の生産者や行政との連携がさらに深まり、食材と季節商品の強化が進んでおり、売上高は前期比で20.9%増加いたしました。中でも地域と旬の食材を活かしたハンバーグシリーズにつきましては、販売促進・新規取扱店増加による売上高増加に加え、「神奈川三浦のキャベツを使ったハンバーグトマトソース（ロールキャベツ風）」から、株式会社TBMと共同開発した環境配慮素材「LIMEX」を含んだ包材を使用し、本格的な市場での採用をスタートしました。プラスチック使用量、温室効果ガス排出量の削減が見込まれるなど、環境負荷軽減にも取り組んでおります。

2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は7億43百万円であり、その主なものは八千代工場生産設備の更新及び基幹システムの入替に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

4) 事業の譲渡、その他の状況

該当事項はありません。

- 5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- 6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- 7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区 分	第80期 (2021年 3月期)	第81期 (2022年 3月期)	第82期 (2023年 3月期)	第83期 (当連結会計年度 (2024年 3月期)
売上高 (百万円)	8,307	8,831	9,549	10,492
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△163	100	256	457
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△798	16	308	471
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△47.29	0.97	18.30	28.07
総資産 (百万円)	6,454	6,035	6,707	8,095
純資産 (百万円)	2,643	2,557	2,876	3,421

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第81期の期首から適用しており、第80期の売上高の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

3 重要な子会社の状況

会社名	本社所在地	資本金 千円	当社の出資比率 %	主要な事業内容
株式会社 ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	30,000	100	当社製品等の通信販売

4 対処すべき課題

当社は「真（ほんとう）に美味しいものをつくる～身体にも心にも未来にも」を企業理念に掲げ、常に株主の皆様をはじめとするステークホルダーの視点から企業活動を判断、行動することでお客様満足を実現させ、持続的な成長及び長期的な企業価値を向上させる取組を行っております。また、この企業理念の実現に向け、中期的に当社が目指す方向性を「ISHII VISION 2030」として示しています。これらを踏まえた当社として対処すべき課題は、次のとおりであります。

1) 持続可能な「地域と旬」モデルへの転換と提供価値の向上

日本の各地域の生産者や行政、当社と理念を共有する販売チャネルとの連携強化、地域食材を活かした旬の季節商品の積極的な展開、及び当社の技術によって地域の食材を魅力ある製品へプロデュースし地域活性に繋げる取組の深化を推進します。加えて、当社の主力商品であるミートボール・チキンハンバーグについても原材料の地域化を進めており、一層の付加価値づくりと、当社の目指すビジネスモデルへの転換を図っております。

また、昨今の円安進行を含む世界情勢の変化による食品の値上げ、多様な働き方の推進といった社会情勢の変化により、「食」に対する課題や価値提供に対する消費者の意識は一層高まっています。当社は、こうした消費者の変化をいち早く捉え、「いつでもミートボール」、「いつでも1.5倍チキンハンバーグ」等の常温商品を中心に、消費者が抱える食生活の課題解決に繋がる商品の開発を進めてまいります。

2) 原材料調達、物流等各種コスト増への対応

原材料価格の高騰や物流問題によるコスト増に対応すべく、生産者との関係性の中で原材料調達を安定させ、生産者へも安定した利益の提供が出来るような取組を進めます。また、物流問題2024への対応をふまえ、物流業者・当社の発展のみならず、社会の利益にも繋がる取組を検討してまいります。同時に、不採算商品や低利益率商品の終売・リニューアルによる利益率の改善を行い、それでも補えないコスト増については、商品価格の改定を適宜実施し、コスト増を踏まえた持続可能な販売価格の設定を行ってまいります。

3) 生産体制の抜本的見直しとIT技術の活用

現在働いている従業員の高齢化や、設備の長期にわたる運用により進行する老朽化の問題に対し、従業員の確保だけでなく、AI・IoT・ロボット等を活用した新たな次世代製造技術の研究、それらを実現するIT人財の獲得を進めるとともに、生産設備・システム・人に対して適切な投資配分を行ってまいります。

加えて、生産計画に基づいた製造及び販売の実現や、自社工場と地域における提携工場による製造設備のシェア及び当社の品質を両立させることのできる分散型の生産体制構築の推進を進め、持続可能な生産体制を構築してまいります。

4) ブランディング・マーケティング活動の強化

前期より、当社の“ファン”と社員が交流する機会の創出を行うべく、各工場での工場見学を4年ぶりに本格的に再開いたしました。引き続き全社員とお客様の相互コミュニケーションを強化するとともに、新規ファンの創出、及びブランド価値の向上といったブランドマネジメントをより一層強化いたします。加えて、当社の取組を、子育てに関わる全ての方への「食」を通じたライフスタイルの創造に集中してまいります。

5) サステナブルな経営の実現と環境負荷の軽減

当社は、環境・社会貢献・労働環境等サステナビリティを巡る課題への対応は企業理念の実現及び経営戦略の実行と同一と捉えており、それらに関するリスク、機会及び目標は各部署の活動の中で管理され、経営会議及び取締役会にて共有・議論されています。

認証取得しているISO14001の運用を中心に、自然エネルギーへの切り替え、環境負荷を抑えた持続可能な生産体制構築、新素材LIMEXを利用した脱プラスチックへの取組を積極的に進め、環境に配慮したサプライチェーンを構築してまいります。

6) 人財確保・多様化の推進

当社は、少子高齢時代を踏まえた人財の確保・雇用の維持による継続的なビジネスを行うため、デジタルツールを活用した生産性・効率性の向上、創造性を発揮できる職場環境整備、継続した従業員給与水準の底上げを実施し更に積極的な投資を行ってまいります。

また、正社員・パート契約者を含めた従業員の働き方の多様化・柔軟化を促進する制度改定・創設、長期休暇や育児・介護等の休暇を積極的に取得できる環境を整備することで、人財の確保、雇用の継続だけでなく、社員が働きがいを感じる改革を継続して推し進めてまいります。

上記取組を実践することによりISHII VISION 2030で掲げた「農と食卓をつなぎ、子育てを応援する企業」の実現を目指してまいります。株主の皆様におかれましても、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉）及び農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、米等）を原料とした調理済食品の製造販売とこれに付帯する一切の業務を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	当社製品等の通信販売を行っております。

6 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目7番17号
営業所	名古屋（営）、大阪（営）、九州・中四国（営）
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388名	16名増	43.1歳	15.3年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は237名であり、上記には含まれておりません。

8 主要な借入先（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,500,000千円
株式会社三井住友銀行	250,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社京葉銀行	50,000千円

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

II. 株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | | | |
|---|------------|-------------|---------------------|
| 1 | 発行可能株式総数 | 65,000,000株 | |
| 2 | 発行済株式の総数 | 18,392,000株 | （自己株式1,714,998株を含む） |
| 3 | 単元株式数 | 100株 | |
| 4 | 当期末株主数 | 8,536名 | |
| 5 | 大株主（上位10名） | | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
(有) ケ イ ア ン ド ア イ	2,128	12.8
石 井 智 康	914	5.5
(株) 千 葉 銀 行	833	5.0
(株) 榎 本 武 平 商 店	653	3.9
(株) 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	400	2.4
石 井 達 雄	387	2.3
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	350	2.1
石 井 健 太 郎	304	1.8
ユ ア サ ・ フ ナ シ ョ ク (株)	214	1.3
カ ネ ダ (株)	213	1.3

(注) 当社は、自己株式1,714,998株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

- 6 会社役員に対して交付した当社株式の状況
該当事項はありません。

III. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 執行役員	いし い とも やす 石 井 智 康	(株)ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員
取 締 役 執行役員	く ぼ けい すけ 久 保 啓 介	八千代工場長
取 締 役	ち しき けん じ 知 識 賢 治	(株)ソラスト社外取締役、(株)オンワードホールディングス取 締役副社長
取 締 役	なか むら あけ み 中 村 朱 美	(株)minitts代表取締役
常 勤 監 査 役	いけ ざき いっ せい 池 崎 一 清	(株)ダイレクトイシイ監査役、合同会社TORIDORI代表
監 査 役	まつ やま はじめ 松 山 元	松山公認会計士事務所、MAO合同会社代表社員、 (株)タンガロイ社外監査役、(株)エヌアイデイ社外監査役
監 査 役	むろ い けい こ 室 井 恵 子	税理士法人Bricks&UK東京事務所代表社員

- (注) 1. 取締役のうち知識賢治氏及び中村朱美氏は社外取締役であります。なお、知識賢治氏及び中村朱美氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち池崎一清氏、松山元氏及び室井恵子氏は社外監査役であります。なお、池崎一清氏、松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項が定める金額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、被保険者である役員、執行役員及び管理職従業員が、その地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求をなされたことにより被る損害賠償金および争訟費用並びに公的調査に対する対応費用が補填されることとなる役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭等	
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	65,953千円 (16,213千円)	－ (－)	－ (－)	65,953千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	16,794千円 (16,794千円)	－ (－)	－ (－)	16,794千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は6名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は5名であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- 1) 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社の会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、2021年2月26日開催の取締役会において決議されました。
 - 2) 決定方針の内容の概要
 - ① 基本方針
当社の会社役員の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域及び責任範囲に応じた適正水準とすることを方針といたします。
 - ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
取締役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し毎月支給とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績も踏まえた原案を代表取締役が作成し、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、取締役会決議により決定いたします。
監査役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し毎月支給とし、常勤、非常勤の別、業務の分担等を勘案して監査役の協議により決定いたします。
 - ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。
 - ④ 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。

- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・人事・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその原案を尊重して決定を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

5 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関する職務の概要
取 締 役	知 識 賢 治	当事業年度に開催された取締役会には13回中11回出席し、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験・見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、複数の企業における企業経営経験からの幅広い知識と優れた見識を活かし、コーポレートガバナンスの強化はもとより、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
取 締 役	中 村 朱 美	2023年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には13回中（就任後10回中）10回出席し、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験・見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、従来にとらわれない広報・マーケティング・商品開発及び組織作りに関する幅広い知識と見識を活かし、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
監 査 役	池 崎 一 清	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に企業でのM&A・経営コンサルティング業務で培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	松 山 元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	室 井 恵 子	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1 名称 千葉第一監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	4,501,425	流 動 負 債	4,002,653
現金及び預金	2,458,313	買掛金	630,134
売掛金	1,723,510	短期借入金	1,900,000
商品及び製品	68,029	リース債務	12,130
仕掛品	9,922	未払費用	1,006,078
原材料及び貯蔵品	180,759	未払法人税等	69,261
その他	60,889	未払消費税等	14,670
固 定 資 産	3,594,100	賞与引当金	105,963
有形固定資産	2,178,570	その他	264,413
建物及び構築物	457,120	固 定 負 債	671,034
機械装置及び運搬具	795,196	リース債務	34,353
工具器具及び備品	41,963	退職給付に係る負債	613,858
土地	809,029	資産除去債務	22,715
リース資産	40,864	その他	107
建設仮勘定	34,394	負 債 合 計	4,673,688
無形固定資産	451,497	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	964,033	株 主 資 本	3,259,535
投資有価証券	706,447	資本金	919,600
繰延税金資産	21,951	資本剰余金	672,801
その他	280,833	利益剰余金	2,034,140
貸倒引当金	△45,200	自己株式	△367,007
資 産 合 計	8,095,525	その他の包括利益累計額	162,302
		その他有価証券評価差額金	226,868
		退職給付に係る調整累計額	△64,566
		純 資 産 合 計	3,421,837
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,095,525

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目		金 額
		千円
売上	高価	10,492,021
売上	利益	6,943,084
販売費	一般管理費	3,548,936
営業	利益	3,135,338
営業	利益	413,598
受取	利息	265
受取	配当金	16,182
賃借	料	5,253
廃油	売却益	32,376
助成	収入	671
その他	費用	10,692
営業	費用	65,442
支払	利息	8,256
棚卸	資産	12,622
その他	の	967
経常	利益	21,846
特別	利益	457,194
補助	金収入	100,487
受取	保険	11,324
特別	損失	111,811
固定	資産	7,111
減損	損失	39,100
税金等	調整前当期純利益	46,212
法人税、住民税	及び事業税	522,793
法人税等	調整額	83,353
当期純	利益	△32,071
親会社株主に	帰属する当期純利益	51,281
		471,511
		471,511

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	4,457,466	流動負債	3,981,977
現金及び預金	2,409,496	買掛金	630,134
売掛金	1,724,980	短期借入金	1,900,000
商品及び製品	68,029	リース債務	12,130
仕掛品	9,922	未払金	204,025
原材料及び貯蔵品	180,759	未払費用	987,735
その他	64,278	未払法人税等	69,081
固定資産	3,593,404	未払消費税等	13,683
有形固定資産	2,178,570	預り金	57,668
建物	436,161	賞与引当金	104,911
構築物	20,959	その他の	2,606
機械及び装置	794,491	固定負債	606,468
車両運搬具	704	リース債務	34,353
工具器具備品	41,963	退職給付引当金	549,292
土地	809,029	資産除去債務	22,715
リース資産	40,864	その他	107
建設仮勘定	34,394	負債合計	4,588,445
無形固定資産	450,824	(純資産の部)	
投資その他の資産	964,010	株主資本	3,235,556
投資有価証券	706,447	資本金	919,600
繰延税金資産	21,951	資本剰余金	672,801
長期貸付金	395,000	資本準備金	672,801
差入保証金	25,811	利益剰余金	2,010,162
その他	255,000	利益準備金	229,900
貸倒引当金	△440,200	その他利益剰余金	1,780,262
資産合計	8,050,871	固定資産圧縮積立金	183,690
		別途積立金	979,800
		繰越利益剰余金	616,771
		自己株式	△367,007
		評価・換算差額等	226,868
		その他有価証券評価差額金	226,868
		純資産合計	3,462,425
		負債及び純資産合計	8,050,871

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上	10,329,832
売上原価	6,941,480
販売費及び一般管理費	3,388,352
営業利益	2,982,791
受取利息	405,561
受取配当金	6,102
賃貸料	16,182
廃油売却益	5,853
助成金の収入	32,376
その他	671
営業費用	13,452
支払利息	8,256
棚卸資産の減損額	12,622
貸倒引当金の繰上	15,000
その他	967
特別利益	36,846
補助金収入	443,354
受取保険金	100,487
特別損失	11,324
固定資産処分損失	7,111
減損損失	39,100
税引前当期純利益	46,212
法人税、住民税及び事業税	508,953
法人税等調整額	83,173
当期純利益	△32,071
	51,101
	457,851

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

石井食品株式会社
取締役会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市

代表社員 公認会計士 田 中 昌 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 岸 健 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石井食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

石井食品株式会社
取締役会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員 公認会計士 田 中 昌 夫
業務執行社員
代表社員 公認会計士 岸 健 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石井食品株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第83期事業年度の取締役会の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して事業及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

石井食品株式会社 監査役会

監査役（常勤・社外）池 崎 一 清 ㊟

監査役（社外）松 山 元 ㊟

監査役（社外）室 井 恵 子 ㊟

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

イシイの株主ミーティング2024のご案内

日頃より応援して下さる株主のみなさまへ、ミートボール50周年の感謝とイシイの取組をお伝えしたく、イシイの株主ミーティング2024を開催いたします。

6月22日 (土) 11:00~13:30 (開場10:30~14:30) in石井食品 本社

社長メッセージ

株主の皆様にはいつも石井食品のことを応援いただき、感謝申し上げます。

昨年、皆様のご理解の下、株主総会とは違った形で対話を行う「株主ミーティング」を数年ぶりに復活させ、皆様との交流や意見交換を行いました。私自身大変嬉しく、また楽しい時間を過ごすことができました。

今期におきましては、株主の皆様へ、ミートボール50周年の感謝をお届けする機会にもしたいと考え「株主ミーティング2024」を開催することといたしました。当社の重要な仕入先である株式会社十文字チキンカンパニー様をお招きし、第83期の当社の取組や第84期の方針、食の今後等について皆様と共有やディスカッションを行えば幸いです。また、当日は、当社商品の試食を通じて、皆様との交流を深めたいと思います。株主様ご本人に限らず、ご家族様・お子様もお越しいただけますので、お時間がございましたら是非お越しください。なお、お越しいただけない方にはライブ配信もご用意しておりますので、ご安心ください。

多くの皆様とお会いできますことを、本年も大変楽しみにしております。

代表取締役社長
執行役員
石井智康



ライブ配信URL

https://www.bridge-salon.jp/streaming/movie/2894_20240622.html



- 詳細は、5月上旬に発送した「株主ミーティングのご案内」をご覧ください。



第83回定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県船橋市本町2-7-17

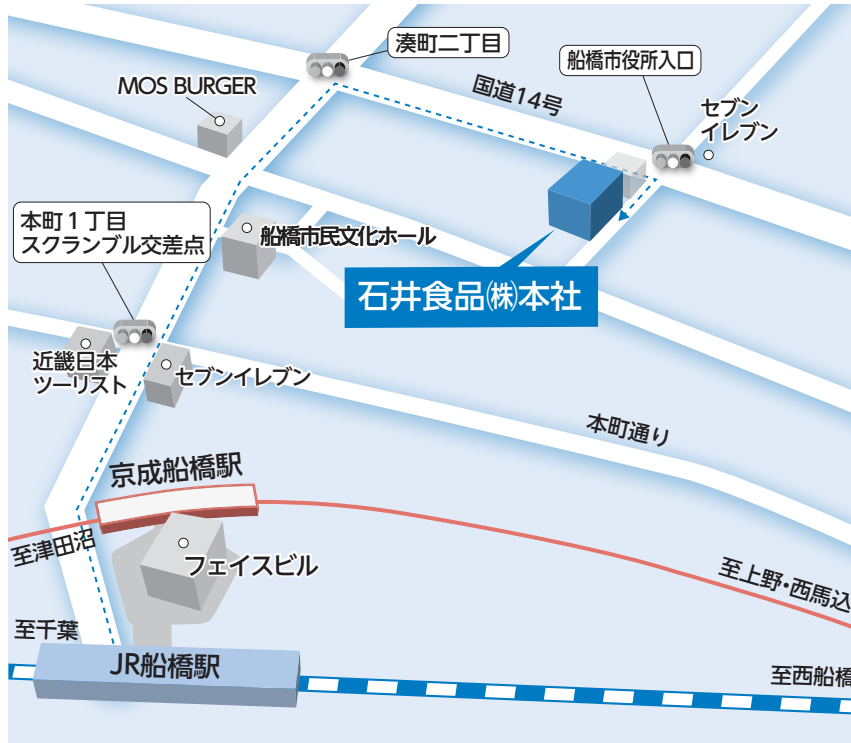
石井食品株式会社 本社

電話 047-774-8107

交通の
ご案内

●JR船橋駅 南口徒歩約15分

●京成船橋駅 東口徒歩約12分



◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。

◎会場内は全館禁煙となっております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

